

五所川原市公告

下記のとおり条件付き一般競争入札により契約を締結するので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の6第1項の規定により公告する。

令和7年10月15日

五所川原市長 佐々木 孝 昌

記

1 一般競争入札に付する事項

- (1) 業務番号
金木公園業第19号
- (2) 業務名
芦野公園雪囲い設置及び剪定業務
- (3) 業務内容
仕様書のとおり
- (4) 契約期間
契約締結の日から令和7年12月17日まで
- (5) 履行期限
契約期間の末日を履行期限とする。
- (6) 業務場所
五所川原市金木町芦野地内
- (7) 入札書の提出方法
入札書は、入開札執行日に持参すること。
- (8) 発注担当課
総務部金木総合支所

2 入札参加資格

次に掲げる要件を全て満たし、あらかじめ市長の審査を受け入札参加資格を有すると認められた者であること。

- (1) 地方自治法施行令第167条の4第1項に規定する者に該当しないこと。
- (2) 五所川原市契約事務規則（平成17年規則第53号。）第2条に規定する一般競争入札に参加させない者でないこと。
- (3) 五所川原市内に本店を有すること。
- (4) 令和7年度五所川原市建設工事競争入札参加資格者名簿において、造園工事の登録がされていること。
- (5) 五所川原市から指名停止の措置を受けた場合、その期間が本公告の日から入開札の日までにないこと。
- (6) 会社更生法（平成14年法律第154号）又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき更生又は再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。

3 入札参加申込方法等

- (1) 申込期間
公告の日から令和7年10月22日（水）まで ※郵送の場合は必着
- (2) 提出先
〒037-0202 五所川原市金木町朝日山319番地1 金木総合支所産業建設係
- (3) 提出書類
条件付き一般競争入札参加資格審査申請書

(4) 提出方法

持参又は郵送により提出すること。提出された書類は返却しない。

(5) 審査結果等

入札参加資格の審査結果については、申請者に対して令和7年10月23日(木)までに通知する。

入札参加資格を有しないと認められた者は、その理由に異議があるときは令和7年10月27日(月)まで異議を申し立てることができる。

(6) 入札参加資格の喪失

入札参加資格を有すると認められた者が、開札日までの間に次のいずれかに該当することとなったときは入札参加資格を喪失し、入札に参加することはできない。

- ①入札参加資格の要件を欠いたとき。
- ②提出した書類に虚偽の事項を記載していることが明らかになったとき。
- ③入札に参加させることが著しく不相当と認められるとき。

4 質疑応答

(1) 仕様書等に対して質疑がある場合は、質問回答書に質問を記載し、令和7年10月20日(月)までに下記担当に持参、郵送又はFAXにより提出すること。

・担当：総務部金木総合支所産業建設係

FAX：0173-53-2995

(2) 質問者に対しては、速やかにFAXにより回答する。

5 入札の辞退

(1) 入札参加資格を有すると認められた者が入札を辞退する場合は、開札前日までに入札辞退届を提出すること。

(2) 入札辞退届は市のホームページから様式をダウンロードして作成し、金木総合支所に持参又は郵送すること。

6 入札方法等

(1) 入札保証金は免除する。

(2) 入札書は、市のホームページから様式をダウンロードして作成すること。

(3) 入札書は封筒に入れ、入札執行者の指示に従い提出すること。

(4) 代理人に入札させるときは、入札前に委任状(入札者及び代理人の使用印鑑が押印されたもの)を提出するとともに、入札書は代理人名義で作成し、代理人の使用印鑑を押印すること。

(5) 落札にあたっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額)をもって落札金額とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

(6) 入札の執行回数は2回までとし、入札参加者が1者のみの場合であっても入札を行う。

(7) 予定価格の制限の範囲内の価格の入札がないときは直ちに、再度の入札をすることができる。

(8) 本入札については、最低制限価格を設けない。

7 開札方法等

令和7年10月30日(木)13時30分から五所川原市金木町朝日山319番地1 金木総合支所2階会議室で行う。

8 無効の入札

次のいずれかに該当する入札は無効とする。

(1) 入札参加資格のない者のした入札。

- (2) 本入札について、入札1回につき2以上の入札をした者の入札。
- (3) 公平な価格の成立を害し、又は不正の利益を得るためにした連合その他不正の行為によって行われたと認められる入札。
- (4) 入札書の金額、氏名、印影若しくは重要な文字の誤脱若しくは識別しがたい入札又は金額を訂正した入札。
- (5) 入札者心得書及び本公告に示した条件等入札に関する条件に違反した入札。

9 落札者の決定方法

- (1) 予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって入札した者を落札者とする。
- (2) 落札となるべき同価の入札をした者が2名以上あるときは、直ちに、くじで落札者を決定する。
- (3) 落札者が決定した場合には、入札執行者が開札場所にてその旨を宣言する。

10 契約の締結

- (1) 落札者は、速やかに発注担当課に赴き契約締結の手続きをとること。
- (2) 落札者は、契約締結に際し、契約金額の100分の5以上の契約保証金の納付又は契約保証金に代わる担保の提供をしなければならない。ただし、落札者が五所川原市契約事務規則第33条第5項に示す契約保証金免除申請書により申請を行い、契約保証金の免除が認められた場合は納付を免除する。
- (3) 契約は、落札者が決定した日から7日以内に締結しなければならない。ただし、落札者から書面による契約締結延期の申出があり、市長がそれを承認したときはこの限りでない。
- (4) 落札者が正当な理由がなく契約を締結しない場合には、指名停止の措置をとることがある。
- (5) 契約締結前に、落札者が市の指名停止措置を受けた場合若しくは指名停止措置要件に該当する事実があったと認められる場合又は本公告の要件を満たさなくなった場合は、当該契約を締結しないことがある。

11 その他

本公告に関する問合せは、金木総合支所まで電話により行うこと。

電話番号：0173-35-2111（内線3114）、FAX：0173-53-2995